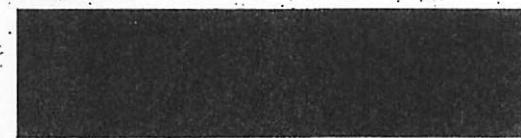


裁 決 書

審査請求人



同代理人

大阪市西区京町堀1-4-16

セシチュリービル2階

立進法律特許事務所

弁護士 西尾 和則

処分庁



審査請求人が令和元年7月1日提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成31年4月2日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成25年10月1日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人は、平成28年3月7日、処分庁に対し、市営住宅に当選したことを報告し、市営住宅に転居した。
- 3 処分庁は、請求人に係る住宅扶助費の変更をしていなかったことを把握したため、平成31年4月2日付けで、平成28年4月から平成31年1月までに請求人に支給した住宅扶助費の過支

給分について、法第 63 条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

4 請求人は、令和元年 7 月 1 日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

（1）請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人は、平成 28 年 4 月、それまでの居宅から市営住宅に転居した。これに伴い、家賃が 13,300 円減ったことから、住宅扶助額も変更されるべきであつた。

イ 処分庁の担当職員は、上記転居の事実を把握しながら住宅扶助額の変更手続を怠り、平成 31 年 1 月分まで、住宅扶助額が従前のまま、生活保護費を支給した。

ウ 平成 31 年 3 月ころ、処分庁の担当職員が事態に気づき、請求人に対して過支給分の返還を求めるとともに、平成 31 年 4 月 2 日付で、292,600 円の本件処分がなされた。

エ しかしながら、請求人は、本件処分に基づく返還金の返還に耐え得る資力を有していないにもかかわらず、本件処分は、かかる事実を把握しないか、かかる事実に対する不合理な評価をしたうえでなされたものであり、国民に最低限度を保障した法の趣旨に反する。よって、本件処分は、処分庁に与えられた裁量の範囲を逸脱したものとして違法である。

オ また、過支給となつた原因は専ら処分庁の職員の怠慢によるものである一方、請求人は平成 31 年 3 月に指摘を受けるまで、過支給の事実を認識していなかつたものであるから、かかる状況にかんがみれば、本件処分は不当である。

カ 以上の理由から、「本件処分を取り消す」との裁決を求めるべく、本審査請求をした次第である。

（2）審理員が令和元年 11 月 6 日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過に関する補足主張

今般、処分庁より本件の過支給が発生した経緯に関する証拠書類が提出されたところ、そのケース記録票によれば、平成 28 年 3 月 7 日に請求人が処分庁の事務所に来所した際のものとして、「以前市営住宅に当選したとの事で報告があったもの。書類の提出を指示していた所、本日ようやく提出あり。但し、使用承認等持参せず、請求人に確認するも要領を

得ず。どうやら長女が中心となっているようである為。市営住宅にかかる書類一式の提出を再度指示する。」との記述がある。

この記述の後の経緯に関する証拠書類の提出がないため、処分庁において、市営住宅への転居による家賃の変更額について把握したのか否か不明確である。また、請求人が、処分庁にどのような書類を提出すべきかについて、正しく理解できていないように見受けられるのに、その後いかなる指導をしたのかも不明確である。

この点につき、処分庁において、未提出のケース記録票等を提出すべきである。

いずれにせよ、処分庁は、平成 28 年 3 月 7 日時点において、市営住宅使用料等納入通知書・領収証書の提出を受けている以上、請求人が市営住宅に入居する事実を確定的に把握したというべきである。そして、処分庁は、請求人からの資料提出がなくとも、住宅管理センターに架電するなどの方法で容易にその家賃を確認することが可能であったのに、合理的な理由なくこれを怠ったことは明白である。

したがって、本件において保護費の過支給が生じたのは、担当ケースワーカー等の処分庁職員による全面的な過誤によるものである。

イ 本件処分の違法性

(ア) 法 63 条決定の違法性に関する法的判断枠組み

法 63 条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に對し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、その目的に鑑み、被保護者等に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者等に返還を求める金額の決定を、当該被保護者等の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に対し、判断の基礎とされた事実に誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解すべきである。

(イ) 本件処分の判断過程

- a 処分庁提出にかかる証拠書類によると、処分庁は、平成 31 年 3 月 11 日、請求人から家賃決定通知書の提出を受け、初めて保護費の過支給を把握したようである。

平成 31 年 3 月 14 日のケース記録票によれば、担当ケースワーカーが保護費の返還

の大枠について決めた内容は以下のとおりである。

①平成31年2月分からの住宅扶助費の変更を行い、既に支給済みの同年2月分及び3月分の差額合計26,600円を、平成31年4月分より毎月2,660円ずつ計10回（令和2年1月分まで）減額調整する。

②平成28年3月15日～平成31年1月分までの家賃差額分については、法63条に基づき、返還決定を行う。

かかる返還内容を決めるにあたり、処分庁の担当ケースワーカーが請求人に電話した際のケース記録票には、「市営住宅に転居する時引っ越し費用やいろんな経費がかかり、その都度相談に行ったのに一切扶助はされなかった。それなのに今更返還？驚きと怒りの表明。その時の愚痴を聞いてあげると、落ち着かれ分割ならということで承知された。」「想定外の事態には過度の緊張と動搖が起りやすいと言われるのでそういう気持ちにふまえ、こちらも住宅扶助変更していなかつたことを謝罪した。」などの記述がある。

担当ケースワーカーには、「愚痴を聞いてあげる」などという傲慢な態度が見られるほか、謝罪こそするものの、当時の請求人の生活状況や収支状況について聽取した形跡は一切見られない。

また、請求人は自ら「3,000円まで」と発言したとされるが、12月及び1月は月5,660円の減額となるものであって、5,000円を超えないよう調整したいと言っていた担当ケースワーカー自らの発言にすら矛盾する内容を一方的に決めているのである。

かかる対応状況からすれば、処分庁は、最初から全額返還ありきで返還決定内容を検討しており、分納額や減額調整を決めるにあたっても、請求人が現に返還に耐え得る資力があるかどうかについて、その支出状況、過支給保護費の費消状況等について具体的に調査しておらず、たとえ分納であっても過支給分の返還を求めることが請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に反する結果を招来するか否かについて、具体的な検討をしていないことは明白である。

b また、本件過支給が、処分庁の担当ケースワーカー等の職員による全面的な過誤により生じたことは明らかであるところ、本件処分は、処分庁側の過誤による不利益を請求人に一方的に転嫁することとなる側面は否定できない。

そうであれば、過支給額のうち返還を求める金額を決めるにあたっては、損害の公平な分担という見地から、返還総額の減額の可否について検討することは不可欠というべきである。

しかしながら、本件ではそのような検討を行った形跡も一切認められない。

(ウ) 小括

以上より、本件処分は、請求人の資産状況、支出状況等についての事実の基礎を欠き、かつ判断過程において考慮すべき事情を考慮しなかったことから、法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと言わざるを得ず、処分庁の裁量を逸脱し又は濫用したものと認められ、違法である。

ウ 本件処分の不当性

仮に本件処分が違法とまでは言えないとしても、本件処分が、処分庁職員による全面的過誤による不利益を、何ら落ち度のない請求人に対して一方的に負担させることとなる点については疑いようがない。

また、請求人は、最低限度の生活を営むのに必要最小限の額であるとして処分庁が決定した保護費から、毎月3,000円、減額調整と重なる月については5,660円もの金員を減額され、それは請求人が87歳になるまで続く。請求人の晩年が過酷なものとなることは想像に難くない。

以上より、本件処分は不当である。

(3) 審理員が令和2年7月17日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 保護費の過支給が処分庁職員の全面的過失により生じたこと

(ア) 後記2処分庁の主張(2)によれば、保護費の決定は請求人から認定に必要となる資料の提出をもって行うものであるところ、処分庁は平成28年3月7日及びその半年後に、請求人に対し必要書類の提出を求めていると主張する。

まず、平成28年3月7日についてはケース記録に記載があるが、その半年後に電話でやり取りをした点については一切記録として残っておらず、本件審査請求を受けて処分庁内で行われたヒアリングにおいて、当時の担当者がそのように述べたに過ぎないと考えられる。そうであれば、その供述の信用性は、記憶保持の正確性及び記録上の裏付けがない点において甚だ疑問であり、平成28年9月ころに資料提出を再度促した事実については、本審理において判断の基礎とすべきではない。

(イ) 上記の点は措くとしても、処分庁は2年6か月あるいは3年間もの長期にわたって、請求人に対して資料の提出を何ら促していないことは明らかである。

処分庁の指摘するとおり、被保護者には届出義務があり(法61条)、請求人からの資料提出をもって保護の変更を決定することが原則的な取扱いであることは否定できない。しかしながら、保護の変更は職権で行うことも可能であり(法25条2項)、被保護者側から資料の提出がない限り保護の変更ができないわけではない。そうであれば、処分庁において、適切な内容、頻度の催促を行った上で、それでもなお請求人から資料の提出がない場合には、職権による保護変更も視野に入れたうえで、住宅管理センターに問い合わせをするなど、独自の調査をするべきであった。

処分庁は、平成28年3月7日の時点で、請求人が市営住宅に当選し、平成28年3月15日から入居が承認されることについて把握していた。そして、従前の家賃と市営住宅の家賃の差額についても当然把握していたわけであるから、保護費を減額する方向で変更決定をする必要がある状況については認識していたことになる。そうであれば、保護費の過支給を避けるべく、頻繁に請求人に架電する、必要書類の具体例を示し、自宅を訪問して提出を促すなど、より積極的な働きかけをすべきであった。

それにもかかわらず、処分庁の担当者は資料の提出を促すことすら十分にせず、職権による保護の変更に向けた独自の調査も一切行っていないのであり、職務怠慢であったとの評価は免れない。他方で、請求人は、もとより高齢で知識もないことから行政文書一つとってもその意味を理解することは容易でないこと、平成28年3月7日の時点で一定の資料を提出していることからすれば、それ以上に資料を提出する必要性について正確に理解していなかったとしても無理からぬところである。そして、処分庁側から資料提出の督促がなかったこともあいまって、自らの保護費が過支給状態であることの認識が欠如していたものであるが、この点について請求人に落ち度はない。

以上より、本件過支給が処分庁職員の全面的過失によって生じたことは明らかである。

イ 処分庁による裁量の逸脱・濫用

後記2処分庁の主張(2)によれば、処分庁は、電話で請求人から生活状況を聴取しているとし、本件処分が処分庁の裁量を逸脱または濫用したものとは言えないと反論する。

しかしながら、処分庁が聴取した生活状況とは、ケース記録の平成31年3月14日の記事に記載の状況のみであり、そこでは請求人の生活状況というよりは、単に処分庁としての見解を伝え、それに対する請求人の感想ないし意見を聞きとっているに過ぎない。実際の収支状況、どのようなお金の使い方をしているのか、返還となるとどのような困窮状態に陥るのかについて、具体的な事実は一切聴取していない。

そもそも、毎月定額で返還させるという方式を押し付けること自体、処分庁において請求人の具体的生活状況を意に介していない証左である。普通に生活していれば、毎月の支出状況は当然異なるわけで、そのような具体的な事情を聴取のうえ、より請求人の生活を困窮させない返還方法を検討することも可能であったのに、そのような検討をした形跡は一切ない。

以上のとおり、本件処分は、請求人の具体的生活状況、支出状況等の事実の基礎を欠き、また判断過程において考慮すべき事情を考慮していないことは明白であって、裁量の逸脱または濫用の違法がある。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成31年4月2日付けの本件処分通知書には、「返還金・徵収金決定額 金292,600円」、「決定理由 平成28年4月市営住宅に転居後住宅扶助額の変更が行われず、請求人の住宅扶助額変更差額 292,600円は平成28年4月から31年1月までに支給した保護費のうち「平成28年4月に発生した資力がありながら保護費を受けた」ことに該当するので保護に要した費用を返還する義務がある旨に定めた生活保護法63条に基づき返還決定を行います。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年9月6日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至る経過

平成 25 年 10 月 1 日

処分庁において請求人の生活保護開始。

平成 28 年 3 月 2 日

訪問員が請求人宅への家庭訪問時に、請求人より市営住宅に当選し 4 月に引っ越し予定だと報告があった。敷金等引っ越しについて相談があり、担当 CW へ電話するとのことであった。

平成 28 年 3 月 7 日

請求人が来所し市営住宅に当選したと報告があった。住宅管理センターから自治会役員への通知、敷金を納付した領収書あるも、市営住宅使用承認証を持参していなかったため、市営住宅にかかる書類一式の提出を指示した。

平成 31 年 3 月 11 日

請求人より平成 31 年度家賃決定通知書の提出あり。

処分庁から住宅管理センターへ連絡し、平成 28 年 4 月から金額の変更がないことを確認した。

平成 31 年 3 月 13 日

請求人に電話で事実確認を行う。市営住宅の家賃が引落しのため自覚なかったとのこと。

平成 31 年 3 月 14 日

請求人は平成 28 年 3 月 15 日に市営住宅へ転居していたが、住宅扶助費について変更されないまま今日に至っていることから、平成 31 年 2 月分保護費から住宅扶助費を 40,000 円から 26,700 円に変更する決定を行うとともに、平成 31 年 2 月分、3 月分住宅扶助費の差額各 13,300 円について、平成 31 年 4 月分保護費から 10 回にわたり 2,660 円の減額調整処理を行うこととした。

平成 31 年 4 月 2 日

平成 28 年 4 月分から平成 31 年 1 月分の住宅扶助の過支給分 13,300 円／月 × 22 ヶ月 = 292,600 円について、法第 63 条に基づく返還決定を行った。

イ 本件処分の正当性について

法第 63 条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返納しなければならない。」と定められている。

また、法第 63 条中の「等」については、「調査不十分のため資力あるにかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等である。(改定増補生活保護法の解釈と運用(小山進次郎著) 649 頁、650 頁)」とされており、同条が、保護の実施機関が誤って高額の決定をした場合に過払いとなった保護費の返還を求める趣旨も含んでいるものと解されており、本件処分については、平成 28 年 3 月 7 日に請求人に対し市営住宅にかかる書類一式の提出を指示したが、その後の提出状況について把握できておらず住宅扶助費の変更が行えていなかったものであり、「保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合」にあてはまるものである。

さらに、請求人は返還金に耐え得る資力を有してなく、最低限度を保障した法の趣旨に反し違法であり処分庁に与えられた裁量の範囲を逸脱したものとして違法であるとの主張であるが、本件処分は法第 63 条に基づき決定し、分納金額についても請求人と協議の上、生活を維持しながら負担できる常識的な金額としており、請求人の主張には正当性がない。

以上のことから本件処分について違法・不当な点はないことから、本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 審理員が令和 2 年 2 月 12 日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

請求人が市営住宅使用料等納入通知書・領収書の提出をしているため処分庁は転居の事実把握をしているにも関わらず、合理的理由なく住宅管理センターに問合せを怠ったとの主張である。

しかしながら、法 61 条では「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定められており、保護費の決定は、請求人から認定に必要となる資料の提出をもって行うものであることから、処分庁から請求人にその旨の説明を行ったうえで必要書類の提出を求めている。また、ケース記録には記載がないものの、請求人から市営住宅使用料等納入通知書・領収書の提出があった約半年後に、請求人に架電し指示した使用承認等市営住宅に係る書類一式について提出するよう促している。

本件処分に際し、生活状況等を考慮せず法の目的や社会通念に照らし合わせて著しく妥当性を欠くとの主張であるが、本件処分を行う前に、請求人と電話で事実確認を行い、過支給分の家賃を含んだ金額を生活費に充てていることから、保護費が減ることも返還となることも困るなど生活状況を聽取し、請求人の生活状況に配慮し分納金額について協議のうえ、法第 63 条の規定に基づき決定しており、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを乱用したものにはあたらない。

なお、平成 31 年 12 月に期末一時扶助があるため、分納開始(3,000 円)を減額調整の残る平成 31 年 12 月からとし、12 月～翌 1 月について 5 千円を超える旨説明し、請求人が了承の上分納の書類を提出いただいている。

こういったことから、一方的に矛盾した決定を行い、本法の趣旨に反するか否かの具体的な検討がされていないという主張には正当性がない。

さらに分納金額は請求人の生活状況を確認し決定しており、本件処分の合理性とは全く関与しない。

以上のとおり、本件処分について違法・不当な点はないことから、本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成 28 年 3 月 7 日付けのケース記録票には、「請求人来所。以前市営住宅に当選したとの事で報告があったもの。書類の提出を指示していた所、本日ようやく提出あり。但し、使用承認等持参せず。請求人に確認するも要領を得ず。どうやら長女が中心となっているようである為。市営住宅にかかる書類一式の提出を再度指示する。」との記載がある。

イ 処分庁が平成 28 年 3 月 7 日に受理した住宅管理センターが市営住宅自治会役員あてに送付した事務連絡文書には、「契約名義人：請求人」、「入居承認日：平成 28 年 3 月 15 日」との記載がある。

ウ 平成 28 年 3 月 18 日を作成年月日とする平成 28 年 4 月分の保護決定調書には、「最低生活費 住宅 40,000 円」との記載がある。

エ 平成 31 年 2 月 1 日付けの市営公営住宅・改良住宅・再開発住宅収入認定・家賃決定通知書には、平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月の各月の家賃が 26,700 円であることが記載されている。

オ 平成 31 年 3 月 14 日付けのケース記録票には、「住宅扶助の変更について H28. 3. 15 より市営住宅に転居されたいが、住宅扶助費の変更が行われないまま今日に至っていることが判明。そのため生活保護費の住宅扶助費の変更を行い、過去の H28 年 3 月 15 日以降 H31 年 1 月分までは生活保護法 63 条による返還金決定を行う。(中略) H28 年 3 月 15 日以降 H31 年 1 月分までの家賃の差額分 292,600 円 H28 年 4 月～H31 年 1 月まで 22 ヶ月 × 13,300 円 = 292,600 円 生活保護法 63 条に基づき、返還金決定を行う。」との記載がある。

カ 平成 31 年 3 月 14 日を起案日とする同年 2 月分の保護決定調書には、「最低生活費 住宅 26,700 円」、「決定理由 2 月から市営住宅家賃に住宅費の扶助変更を行います。」との記載がある。

キ 平成 31 年 4 月 2 日付けのケース記録票には、「3 月 14 日の記事にあるように生活保護法 63 条の返還金の決定を行う。H28 年 4 月から住宅扶助費の変更差額 292,600 円 尚返還金の返済額についても請求人と相談。住宅扶助額は H31 年 2 月より変更しているが、減額調整が H32 年 1 月まで続くので、H31 年 2 月より月 3000 円の返還金となる。12 月～1 月のみ 5660 円になるが、それも承知してもらった。さらに年度末には、返還金の上積みも含め

検討することも確認。あくまで処分庁が住宅扶助額の変更を行ってこなかつたので、そのことはお詫びしながらも請求人からも返還はキチンと行いたいと申出あり、「12月からの開始ではあるが、口座引落の手続きも行う予定。」との記載がある。

3 口頭意見陳述の実施

(1) 請求人代理人からの意見陳述の要旨

本件処分について、「違法及び不当を理由に処分の取消しを求める」というのが趣旨である。主に法制のところ、具体的な内容は、違法性も不当性も、事実としては主張内容が被るところがあるので、違法性の主張を重点的に申し上げる。

反論書に書いているが、違法性の判断枠組みというところで、概ね判例等で考えられているような、「裁量の逸脱」があるかどうかという観点でまず判断すべきだろうと考えている。その判断枠組みに従って、本件を具体的に検討すると、まず、返還を決定するというところのプロセスにおいて、請求人の経済状況や生活状況についての調査などが基本的になく、単純に、「返還ありき」という判断のもと、ケースワーカーのほうで具体的な金額を決めて返還するという決定をしたというところが、問題であると考えている。具体的な請求人の生活状況を考慮すべきであるが、それを考慮していなかった、そういうところに裁量の逸脱というところが認められるというふうに考えている。

かつ、今回こちらとしては、請求人に何ら落ち度はないと考えており、市営住宅が当選して入居することになったということに関して、その当時にも報告をしており、その資料も提出しているので、そこで、処分庁のほうで適正に処理することは十分可能だったにも関わらず、それが2年以上の間、放置されたままであった。

そこで、2年以上もの、過支給分を全て返還するという決定をしたことについて、処分庁側に、もっぱら落ち度がある話なので、民事上は、普通はそういう場合、「過失相殺」という損害の公平な分担という観点で判断されるところもあるので、そういうところの考慮も少し足りなかったのではないかというところが反論書で述べているところである。

反論書に、若干付け足しをするところだが、今回、返還決定をしたうえで、毎月3,000円ずつの分納ということで、請求人とケースワーカーさんが相談されたうえで合意されたと、そのように聞いている。

そこに至った経緯だが、ケース記録には、「請求人のほうから3,000円までと言っていた」というふうに記載があるが、これを請求人に聴取したところ、ケースワーカーから、処分庁側から、「5,000円毎月払ってください」というふうに言われて、請求人としては、お上の言うことなんで、基本的に逆らえないという前提でお話を聞いていたが、5,000円はあまりにも厳しいんで、せめてまけてほしいという趣旨で、「3,000円」という発言をしたということなので、自分から、「3,000円だったらいけます」というふうに積極的に回答したわけではない。というところ、このニュアンスの違い、これは理解していただきたい。

後は、先ほど申し上げた過支給が生じていると判明してから、「じゃ、それを返してください」というプロセスにおいて、請求人が、今、どういう生活状況、具体的には、今、お金がど

れぐらいあって、どれぐらい返せるのかという具体的なところをお調べになったのかどうかというところ、これを重視しているので、そこに関連して、ここからは質問事項に入らせていただきたいと思う。

(2) 請求人代理人からの質問の要旨

ア 家賃についての証拠書類について

○代理人 平成 28 年当時、市営住宅への入居が決まったということに関する資料については、3月 7 日に提出のあった市営住宅使用料等納入通知書・領収証書(本人控)しかないという理解で良いか。

○処分庁 そうである。

○代理人 返還決定に向けた動きの中で、平成 31 年 3 月頃、請求人に対するヒアリング等の過程で、通帳の写し等の資料の提出もなかったということで良いか。

○処分庁 平成 31 年 3 月 11 日に、家賃額が判明するに至った家賃の決定通知書の提出がある。

○代理人 請求人の長女とやりとりをしていた経緯があるが、長女から提出があった資料もないという理解で良いか。

○処分庁 そうである。

○代理人 敷金に関する資料のみ提出されている状況だが、処分庁としては、これで十分という理解か。

○処分庁 家賃が分かる資料をもって変更決定を行うので、足らずの部分について、3月 7 日までに提出するよう依頼していた。

○代理人 資料が提出されないまま 3 年ほど経過している。催促はしないのか。

○処分庁 文書では残っていないが、半年後に、当時の担当ケースワーカーが電話で催促したということは聴取している。

○代理人 催促したということは、生活保護費が過支給になっているという認識が、処分庁にあったということか。

○処分庁 具体に金額を確認してみないとわからないという状況のなかでのやり取りである。

○代理人 敷金に関する資料の提出があった際、市営住宅の家賃がいくらになったか口頭で聞き取りを行う等は行わなかったのか。

○処分庁 記録が無いため当時の状況は不明である。

○代理人 住宅管理センターからの事務連絡文書を処分庁は受取っているが、家賃額について、住宅管理センターに確認は行ったのか。

○処分庁 行っていない。

○代理人 確認を行えば、家賃額については把握できたと思われるが、それについては、

どのような認識か。

○処分庁 通常、電話をかけて確認し決定するといったことは行わず、あくまでも本人からの申請に基づいた形で決定を行っている。

イ 本件処分に至る間の調査について

○代理人 本件処分を行うまでの間に、請求人の生活状況や収支状況について調査した内容については、証拠書類に記載の事実以外にはないと考えて良いか。

○処分庁 本件処分までの間に、当時の担当ケースワーカーが、電話で何回か話をしているということは聞いている。返還が生じることについて難色を示し、生活が困るという話はされているというふうに聞いている。

○代理人 証拠書類に記載がある以外に、別の事実を聞き取ったというわけではないということで良いか。

○処分庁 そうである。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

(3) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(中略)」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

その④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と定めている。

2. 本件処分について

(1) 法第 63 条の解釈と運用について

法第 63 条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第 63 条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立に与える影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成 26 年 3 月 11 日判決及び東京地方裁判所平成 29 年 2 月 1 日判決参照）。

(2) 本件処分に至る経過について

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨 1 (4) ア及び 2 (3) オのとおり、処分庁は、請求人が市営住宅に転居して以降の平成 28 年 4 月分からの住宅扶助について、額の変更が行われなかったことにより、同月から平成 31 年 1 月までに支給された保護費のうち、過支給となった 292,600 円について、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとして、保護に要した費用を返還する義務がある旨を定めた法第 63 条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

しかしながら、前記 1 (3) 及び前記 (1) のとおり、法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって、当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から一定の範囲の額の控除が認められるところ、処分庁が本件処分を行までの間に、同規定の観点から請求人の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。

また、調査の結果を踏まえ、本件処分により費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることができ、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出しができない。

さらに、本件においては、前記審理関係人の主張の要旨 2 (3) ア及びイのとおり、処分庁は、請求人が転居した事実を把握しており、請求人や住宅管理センターに転居後の家賃を



確認することが可能であったにもかかわらず、約3年もの間、確認作業を怠った点に留意すべきものといえる。

(3) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、その裁量権を行使するにあたり、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態、過支給となつた保護費の使用の状況など検討すべき個別具体的な事情についての調査を行っていない点において、その手続に違法な点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

なお、本件処分における返還対象額の算定について、疑義が認められる。処分庁においては、今後同様のことが無いよう、留意すべき旨を付言する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年3月7日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 3 処分の違法を理由とする場合は、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。